

新琴似南小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる（被害者としてだけでなく、加害者としても）」という基本認識に立ち、本校全児童がいじめに向かわないようにするため、「新琴似南小学校 いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの防止等の基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

※国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、札幌市及び本校のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。（「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

（3）具体的ないじめの態様

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の「いじめの防止等のための基本的な方針より抜粋）

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 組織の名称及び構成について

- 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、「新琴似南小 いじめ防止対策委員会」を常設する。
- 責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- 構成員については、校長、教頭、教務主任、保健主事、ブロック長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、本委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- 校長不在時の対応については、教頭が対応に当たる。その際、責任者である校長に報告し、決裁を得る。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- 本委員会は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結び付きそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

(2) 会議について

- 会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を必ず開催する。
- 会議録を作成し、校長の決裁を得る。また個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

(3) 組織の主な役割

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童の主体的な取組や、児童が互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法について検討し、教職員及び児童に周知する。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、限られた構成員であっても速やかに本委員会を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- 事実関係に基づく、被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 認知したいじめが解消されているか否かについて、複数の手段と視点で、組織で判断する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 会議の開催予定日、いじめに係るアンケート調査・教育相談・学校評価・校内研修の実施時期、未然防止教育の取組の年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。

- 学校いじめ防止基本方針に記載されている組織的な対応（いじめの未然防止、早期発見、対処等）が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容や教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめの防止等に係る取組は、特定の教職員に過度な責任や負担を掛けないよう、組織的に行う。

【組織の周知】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、組織の存在及びその活動内容について、学校ホームページに掲載するなどして児童・保護者・地域住民等に周知する。
- いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童から認識されるようにする。

3 いじめの防止等のために本校が実施する取組

（１）未然防止

【教職員の対応力の向上】

- いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決に当たるように共通理解を図る。
- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- 全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守る」という姿勢を共有し、児童が教職員を信頼し、見守られているという安心感をもって学校生活を送ることができるようにする。
- 児童から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 「人間尊重の教育」を基盤とした生徒指導を実践し、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施するなど、児童理解に係る研修の取組を実施する。

【児童一人一人を生かす教育活動の充実】

- 全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 道徳教育を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- 子どもの声を聴き、自治的な活動を推進する等互いを認め合う人間関係を育む。
- スクールカウンセラーと連携して、児童の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム（ストレスコーピング、ストレスマネジメント、ピア・サポート等）の充実を図り、適切なストレス対処の力を育成する。

【いじめについての児童の理解促進】

- いじめに当たる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめ

を防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育む。

- いじめられる児童の気持ちを全ての児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童が学ぶことができる取組を行う。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【学校として特に配慮が必要な児童についてのいじめの防止】

- 下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - エ 地震等の災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - オ 感染症に罹患した、もしくは家族が罹患した児童

【インターネット上のいじめの防止】

- 児童向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させる。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、近隣の小中学校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

【保護者への啓発】

- 児童がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようにする。
- 児童のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

(2) いじめの早期発見

【教職員による積極的な関わり】

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童が発する小さなサインにもいち早く気付くよう努める。
- 日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況やシャボテンログの回答の確認等により、児童の変容を見いだす。
- 自分から相談できない児童もいることから、教職員からの声掛けに加え、児童が相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に努める。
- 児童の SOS を早期に把握するため、ICT を活用するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童の見守りを行う。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有する。
- スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報共有するとともに、保護者からの情報も必要に応じて収集する。

【いじめに関するアンケートや教育相談の計画的な推進】

- 全校が 11 月に取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、学校独自のアンケートを実施し、児童の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄等も含めた質的な分析・評価を行うことを心掛け、児童の心の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童が自ら SOS を発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであり、この際の対応によって児童が大人に相談しても効果がないと感じると、それ以降大人には相談しない状態になることも考えられる。そのため学校は、児童からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に組織的に対応する。

(3) 家庭・地域との連携

【いじめの防止等についての家庭や地域との理解促進】

- いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有して、地域ぐるみでの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に取り組む。
- 「新琴似南小 いじめ防止基本方針」をホームページに掲載したり、PTA や地域の関係団体が集まる機会に、児童の状況について共有したりするとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。

【家庭や地域の協力・参画の推進】

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見掛けた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、いじめの防止についても参画を求める。

【地域住民との交流】

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童の様々な側面を把握して、一人一人の指導に生かす。

(4) 支援の具体

【「新琴似南 PLUS のまほう学校」として】

- 今年度の重点目標を「新琴似南 PLUS のまほう学校」とし、伝え合うことを「まほう」として児童や地域に伝えることで、児童が自分から発信したり、友達の思いを肯定的に受け取ろうとしたりして、人間尊重の精神を育む。
- さっぽろっ子宣言「PLUS のまほう」について学校だより等で周知したり、さっぽろっ子「学び」のススメや「まほうのかいわ」を教育相談時に保護者一人一人に手渡したりすることにより、周知徹底を図る。
- 発達支持的生徒指導を「子ども支援部」に位置付け、組織的に実践する。

【子どもの声を聴く】

- 児童との何気ない会話を大切にし、日頃から教職員に相談しやすい雰囲気をつくるとともに、児童からの情報を教職員が主体的に受け取れるようにする。
- 児童の様子の変化に気付き、教職員が児童の声なき声を SOS ととらえ、迅速に対応することができるよう努める。

【共同担任体制の推進】

- 共同担任体制により、ブロックのみならず、柔軟な学年・学級経営を行うことで、組織的にアンテナを張り、児童一人一人を複数の目で見守る。
- 教職員が学級以外の児童にも主体的に関わることにより、児童が担任以外にも相談できる体制を整える。

- 教職員が児童一人一人に対して、「何とかしよう」とするのではなく、「何をしてやれるか」を考えて指導に当たる。

4 本校におけるいじめへの対処

(1) 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 聴き取りを行う際には、教職員の役割を分担し、複数で対応に当たる等、事実と経過を確実に把握する。
- 関係する全ての児童に対して聴き取りを行う。
- 聴き取りの際は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、本校いじめ防止対策委員会において、いじめの認知の判断を行う。
- 他校の児童生徒との間はいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働き掛けを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置を取る。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に関わるなど、緊急性の高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

(2) いじめられた児童の安全・安心を確保

- いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際に、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- 養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取るなどして、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるように留意する。
- いじめられた児童に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

(3) いじめた児童等への解決に向けた働き掛け

【いじめた児童への指導・対応】

- いじめたという事実に留まらず、いじめた児童の抱える問題などにも目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

【周りの児童への指導】

- いじめられた児童の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

(4) 保護者との連携

- いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 必要に応じて緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

(5) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 必要に応じて教育委員会に報告し、連携、協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

(6) 再発防止

- 児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われる後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。

(7) いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋） |
|---|

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。
- 被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、本校いじめ防止対策委員会において行う。

<いじめ対応フローチャート>～一人で判断せず、組織的に対応する

いじめに関わる情報を入手

- 児童の様子を観察し、その言動からいじめの兆候が見られた
- 児童が記載した文章等から、気になる言葉を発見した
- 児童や保護者から、相談や訴えがあった
- アンケート調査や聞き取り調査で訴えがあった

情報共有・情報整理・緊急対応

学級担任、学年主任、ブロック長
特別支援教育コーディネーター
教頭
その他関係者

→ 校長

「いじめ防止対策委員会」の開催
管理職、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、その他必要関係者等

<p>(1) 事実関係の確実な把握といじめの認知</p> <ul style="list-style-type: none">・アセスメントシートの活用・複数での聴き取り等	<p>職員会議</p>
<p>(2) いじめられた児童の安全・安心を確保</p> <ul style="list-style-type: none">・自尊感情を損なうことがないように配慮・必要に応じて専門機関と連携	<p>報告・共通理解・協力</p>
<p>(3) いじめた児童等への解決に向けた働き掛け</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童への指導・対応・周りの児童への対応	<p>保護者</p>
<p>(4) 保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・事実概要の伝達と事実確認・事実関係を正確に伝え、協力を仰ぐ	<p>適宜連絡・見守り協力</p>
<p>(5) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じて教育委員会に報告、連携、協議・関係者と連携を図って対応	<p>教育委員会</p>
<p>(6) 再発防止</p> <ul style="list-style-type: none">・再発防止のための学級指導、学年指導・継続的な児童の見取りと保護者との連携	<p>報告・支援 重大事態の対応 調査主体の指示</p>
<p>(7) いじめの解消</p> <ul style="list-style-type: none">・被害児童、保護者への確認・継続的な見守りと必要な支援の実施	<p>関係機関等 ・SSW ・警察 ・児童相談所等</p>

相談・協力依頼

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 相当の期間とは年間30日間を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ※ 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した際は、以下の対応を行う。併せて、児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとする。

① 重大事態発生の報告

- 学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

② 調査主体の判断

- 教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童又は保護者の申立てなどを踏まえ、学校と教育委員会とのどちらが主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。

<学校が調査の主体の場合>

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

<教育委員会が調査の主体の場合>

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

③ 調査の実施

【調査の目的】

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。
また、調査を実りあるものにするために、教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではない。

<明確にする事項の例>

- ・ いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか。

【調査の開始】

- 重大事態の調査を行うことは、児童の以後の生活等に影響を与えることが考えられるため、調査方法等について、事前に当該児童及び保護者に説明する。

【調査の方法】

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手

する。

④ 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童又はその保護者から調査報告書に対する所見をまとめた文書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

<再調査について>

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議」において行う。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

⑤ 調査結果の公表

- 調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

⑥ 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

⑦ 学校と教育委員会における取組の検証

- 学校は、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、本校いじめ防止対策委員会において検証を行い、教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。

<重大事態発生時対応フローチャート>

(1) 重大事態発生の報告

- 学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童又は保護者の申立などを踏まえて、学校と教育委員会のどちらが主体になるか判断する。

学校が調査の主体の場合

本校いじめ対策委員会に弁護士等の専門家を加えて実施

教育委員会が調査の主体の場合

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会が実施

(3) 調査の実施

- 調査の目的：事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る（民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではない）。事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。
 - ・ いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員がどのように対応したか
- 調査の方法：被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は学校から被害児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で状況を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、被害児童又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。
- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

(5) 調査結果の公表

- 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の防止のための必要な措置を講ずる。

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 学校は、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行い、教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査委検討委員会に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。